

定 款

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本倶楽部は垂水ゴルフ倶楽部という
- 第 2 条 本倶楽部はゴルフその他の運動を通じて体位の向上、道義の涵養並びに会員相互の親睦を図るをもって目的とする
- 第 3 条 本倶楽部は前条の目的を達成するため垂水ゴルフ株式会社の借入れたゴルフ場の維持経営に当るものとする
- 第 4 条 本倶楽部の事務所は神戸市垂水区潮見が丘 2 丁目 2 番 1 号に置く

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本倶楽部の会員は特別会員、法人会員、正会員、週日会員、平日会員、法人 OB 会員及びレディース会員の 7 種とし、会員の定員は理事会において定めるものとする
- 第 6 条 特別会員は理事会において推挙し、法人会員は入会金 1 口につき 1 名又は 2 名を限り登録し、登録された法人会員は正会員の資格を有するものとする
法人会員が登録した者を変更する場合は理事会の承認を得た上で所定の費用を払い込まねばならない
- 第 7 条 法人会員及び正会員は垂水ゴルフ株式会社の株主であって会員 2 名以上の紹介により入会を申込み理事会において承認を得た者とする 但し理事会において適当と認められた場合株主でない会員の入会を許可することができる
- 第 8 条 本倶楽部の会員は何時でもゴルフコースその他の運動場及びこれに関連する一切の施設を使用することができる 但し週日会員は日曜日及び祝日、平日会員は土曜日、日曜日及び祝日は理事会において定める場合の外は使用することができない
- 第 9 条 会員にして満 1 ヶ年以上海外勤務し又は旅行する場合は理事会の承認を得てその勤務又は旅行中に限り不在会員として会員権を保有することができる
正会員、週日会員、平日会員、法人 OB 会員又はレディース会員にして近畿以外の地に転任する場合は理事会の承認を得てその転任期間中に限り地方会員として会員権を保有することができる
- 第 10 条 会員は別に定める入会金及び会費を納付しなければならない 但し特別会員はこの限りでない
前条第 1 項の不在会員の会費は免除し同条第 2 項の地方会員の会費については理事会において別に定める
- 第 11 条 入会金は入会承認の日から 15 日以内に納付するものとし、会費は年 1 回納付するものとする
尚、入会の日は、入会金の納付及び入会申込書等必要書類の提出があり、本倶楽部がそれを受領・受理した日とする
- 第 12 条 会員は前条の入会金及び年会費の外理事会の決議による諸費用を負担するものとする

第13条 既納の入会金、会費及び諸費用は如何なる理由があっても返還しないものとする
但し会費及び諸費用は理事会において退会を承認せられた者および死亡した者についてはこの限りでない

第14条 会員としての資格は下の事由により消滅する

- 1、退 会
- 2、死 亡
- 3、除 名
- 4、特別会員にして官公職にある者が転任又は退官職したとき
- 5、法人会員にしてその法人が解散したとき
- 6、会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき、または暴力団等反社会的勢力と認められる者を同伴または紹介したとき
法人会員でその役員の中に暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき

第15条 会員にして下の各号の何れかに該当するときは理事会の決議により除名する

- 1、本倶楽部の名誉を毀損し又は会員としての品位を汚損するような行為のあったとき
- 2、本倶楽部の定款又はその他の諸規則に違反したとき
- 3、本倶楽部に対する諸支払い金を請求の日から起算して3ヶ月以上滞納したとき

第3章 役 員

第16条 本倶楽部に下の役員を置く

理事長	1名
理 事	5名以上(理事長を含む)
監 事	2名以上
評議員	15名以上

前項の役員は総て名誉職とする 但し職務執行のために要した実費の支出は妨げない

第17条 理事及び監事は評議員の互選とし、評議員は総会において選挙するものとする

第18条 理事長は理事の互選とする

第19条 理事長は本倶楽部を代表し会務を統括する 但し理事長に事故あるときは理事の互選により代理者を定めることができる

第20条 理事は理事会を組織し定款規定の事項、総会及び評議員会の決議事項を執行しその他本倶楽部の運営に関する重要事項を審議する

第21条 監事は会務を監査する

第22条 評議員は評議員会を組織し本倶楽部の重要事項を審議する

第23条 役員任期は各2ヵ年とする 但し重任を妨げない

第24条 役員に欠員を生じたときは総会において補欠選挙を行うものとする

第25条 役員は任期満了後と雖も後任者の就任するまでその職務を行うものとする

第26条 役員にして任務を怠り又はその任務に堪えない者であるときは総会の決議によりこれを解任することができる

第27条 役員に変更を生じたときは垂水ゴルフ株式会社に通告するものとする

第4章 会 議

第28条 通常総会は会計年度終了後3ヵ月以内に理事長これを招集し、予算の認定、会務成績及び収支決算の承認を得るものとする 臨時総会は理事長において必要と認めるとき又は

法人会員及び正会員の5分の1以上から会議の目的事項を示し請求のあったとき理事長これを招集する

第29条 総会の招集は法人会員及び正会員に対し少なくとも1週間前に会議の目的事項を記載した書面をもって通知しなければならない

第30条 総会の議長は理事長これに当り総会の決議は出席会員の過半数をもってこれを決する

前項の決議に際し可否同数のときは議長これを決する 但し委任状により他の出席会員を代理人とする議決権の行使は妨げない

第31条 理事会は理事長において必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的事項を示し請求のあったとき理事長これを招集する

第32条 理事会の議長は理事長これに当り理事会の決議は理事の3分の2以上出席しその出席者の過半数をもってこれを決し、第30条第2項の規定はこれを準用する

第33条 評議員会は理事長において必要と認めるとき又は評議員の4分の1以上から会議の目的事項を示し請求のあったとき理事長これを招集する

第34条 評議員会の議長は理事長これに当り評議員会の決議は評議員の2分の1以上出席しその過半数をもってこれを決し、第30条第2項の規定はこれを準用する

第35条 本倶楽部の会議の議決権は法人会員に在りては1口につき1名登録会員については1箇、2名登録会員については2箇、正会員に在りては会員1人につき1箇を有する

第36条 総会、理事会及び評議員会の決議録は議長及び出席会員2名以上署名捺印しこれを永久保存とするものとする

第5章 資産及び会計

第37条 本倶楽部の資産は財産目録記載の財産、入会金、会費及び寄附金並びにその他の諸収入よりなり資産の管理は理事長これに当る

第38条 本倶楽部の諸経費は入会金、会費、資産から生ずる収入及び寄附金並びにその他の取得財産をもって支弁するものとする

第39条 毎会計年度の終りにおける収支剰余金はこれを次年度に繰越すものとする

第40条 本倶楽部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする

第41条 財産目録、貸借対照表及びその他会計に関する重要書類は10ヵ年保存するものとする

第6章 定款変更及び解散

第42条 本定款の変更は総会において3分の2以上の同意を要するものとする

第43条 本倶楽部の解散及び解散の場合における残余財産の処分は総会において法人会員及び正会員の4分の3以上の同意を要するものとする

第44条 本倶楽部の定款変更又は解散の場合はこれを垂水ゴルフ株式会社に通告しなければならない

附 則

第45条 第23条に定める役員の任期については初年度に限り就任の日よりその会計年度末日をもって1カ年として算定するものとする

第46条 本倶楽部の運営に必要な細則は理事会において定めるものとする

改訂履歴

昭和26年9月 制定

昭和28年5月 一部変更

昭和30年5月 一部変更

昭和31年5月21日一部変更

昭和31年10月17日一部変更

昭和36年5月31日一部変更

昭和39年6月2日一部変更

昭和40年6月2日一部変更

昭和45年6月8日一部変更

昭和46年6月2日一部変更

昭和48年6月2日一部変更

昭和53年6月15日一部変更

昭和60年6月13日一部変更

平成8年6月24日一部変更

平成18年6月16日一部変更

平成20年6月20日一部変更

平成27年6月12日一部変更

細 則

第 1 章 総 則

第 1 条 定款第 4 6 条により本細則を定める

第 2 章 入会及び退会

第 2 条 会員入会の紹介者は法人会員、正会員、週日会員、平日会員、法人 0B 会員及びレディース会員とする

第 3 条 法人会員・正会員・週日会員・平日会員・法人 0B 会員・レディース会員は、会員 2 名以上の紹介により入会を申し込み、理事会の承認を得たものとする
2、法人 0B 会員は法人会員登録者として在籍 3 年以上の者であって法人登録者でなくなったものとする

3、法人 0B 会員及びレディース会員の施設利用は正会員と同等とする

4、法人会員、正会員、週日会員、平日会員、法人 0B 会員及びレディース会員にファミリー資格者制度を設ける

5、ファミリー資格者は法人会員、正会員、週日会員、平日会員、法人 0B 会員及びレディース会員(定款第 5 条及び本条において会員という)が、その 4 親等以内の親族につきファミリー資格者制度適用を申請し、理事会の承認を得た者とする 尚、ファミリー資格者の施設利用は、その会員と同等とする 但し倶楽部競技への参加は出来ない

6、入会後における会員種別の変更(以下転入という)は理事会の承認を得た者とする。
但し、ここでの転入は、入会金の安い会員種別から高い会員種別の一の転入に限る

第 4 条 正会員、週日会員及び平日会員で、会員在籍 3 年以上、且つ年齢満 20 歳以上の者(本条において被継承者という)は、その 4 親等以内の親族 1 名に対して、会員の権利・義務の継承を理事会に申請できる この場合の入会手続きは、定款第 7 条及び細則第 3 条による

2、理事会の承認を得たものは、被継承者の会員資格を継承する

3、被継承者について、0B 資格者制度を設ける

0B 資格者は、会員の権利を継承させた後も、年会費等理事会の定める諸費用を負担することにより、引き続き施設を利用することができる

第 5 条 正会員、週日会員、平日会員、法人 0B 会員及びレディース会員であって、入会時入会金の金額(税抜き)が、令和 3 年 4 月 1 日時点の入会金額(税抜き)を超過している者(本条において特定会員という)について、特定会員紹介優待制度及び特定会員会員種別変更制度を設ける

2、特定会員が新規入会申請者について、前項の超過額の全部又は一部を明示して、特定会員等紹介優待制度の適用を申請する場合は当該明示額について、新規入会申請者が入会に必要な入会金は減額される

3、前項の新規入会申請者の入会手続きは、定款第 7 条及び細則第 3 条による

4、特定会員が、第 1 項の超過額の全部又は一部を明示して、特定会員会員種別変更制度の適用を申請する場合は、当該明示額について、申請者が会員種別変更に必要な入会金は減額される

5、特定会員が、特定会員紹介優待制度又は特定会員会員種別変更制度を利用した場合、事後、当該特定会員に対して本条を適用するに当たっては、入会時の入会金の金額(税抜き)から上記の明示額を控除した額をもって、第1項の入会時の入会金の金額(税抜き)とみなす

第6条 法人会員、正会員、週日会員、平日会員、法人OB会員及びレディース会員が退会せんとする場合は、退会願を理事会に提出し、その承認を受けねばならない

2、前項で定める退会承認の基準は次のとおりとする

(1) 傷病のため生涯ゴルフプレーが不可能になったとき、但し、年齢満80歳未満のときは、医師の診断書を提出しなければならない

(2) その他真にやむを得ない事由によって退会を承認することが適当と認められるとき

3、前2項の規定は、ファミリー資格者、OB資格者が、資格を喪失させようとする場合に適用する

4、ファミリー資格者は、会員退会后、その年度末に資格を喪失する

第3章 入会金、会費、名義変更料及び退会交付金

第7条 入会金、会費及び名義変更料については理事会においてこれを定める

第8条 会費は各年度始めに納付しなければならない 但し、退会を承認された者、死亡した者及び新規入会者に限り月割とする

第9条 正会員、週日会員及び平日会員にして理事会の承認を得て退会する者及び上記会員にして死亡した者に対しては、理事会で定めた金額を交付することができる

2、但し、平成17年6月18日以降の入会者並びに法人OB会員、レディース会員、ファミリー資格者及びOB資格者については、前項は適用しない

第4章 執行委員及び委員

第10条 本倶楽部に下の執行委員を置く

執行委員は理事中より理事長が理事会に諮りこれを委嘱する

名誉書記 1名

名誉会計 1名

キャプテン 1名

第11条 名誉書記は、総務に関する一切を掌理する

2、名誉会計は、会計に関する一切を掌理する

3、キャプテンは、ゴルフ競技及びコースに関する一切を掌理する

4、但し、重要な事項については予め理事長に諮りその承認を求めるものとする

第12条 本倶楽部に下の委員を置く

委員は会員中より理事会にて詮衡し理事長が委嘱する

グリーン委員 若干名

ハンディキャップ委員 若干名

コンペティション・ルール委員 若干名

フェローシップ・エチケット委員 若干名

キャディ委員 若干名

ハウス委員 若干名

婦人委員 若干名

ジュニア育成委員 若干名

第 13 条 グリーン委員は、ゴルフコースの維持或は改良に関する事項を担当し、その研究並びに建議することを任務とする

2、ハンディキャップ委員は、ハンディキャップに関する事項を担当し、常に会員の技倆に留意し、その決定変更等に付討議し、会員のハンディキャップの明確を期することを任務とする

3、コンペティション・ルール委員は、ゴルフ競技並びにルールに関する事項を担当し、各競技の円滑なる進行を通じて技倆の向上並びにルールの研究を図ることを任務とする

4、フェローシップ・エチケット委員は、フェローシップ・エチケットに関する事項を担当し、エチケットの高揚並びに会員の懇親、融和に関することを任務とする

5、キャディ委員は、キャディに関する事項を担当し、その育成並びに人格の向上を図ることを任務とする

6、ハウス委員は、クラブハウス並びに交通及びその付帯に関する事項を担当し、その施設の工夫改善を研究し建議することを任務とする

7、婦人委員は、婦人の会員に関する事項を担当し、婦人をして倶楽部の活用を盛んならしめるようにすることを任務とする

8、ジュニア育成委員は、会員ジュニアを主体としたジュニアの育成に関する事項を担当し、その育成を図ると共に、基本的なルール、及びマナー指導を任務とする

第 14 条 執行委員の任期は 2 年、委員の任期は 1 年とし本倶楽部の会計年度によるものとする
但し、任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を行うものとする

第 15 条 委員は本倶楽部の権利義務を生ずる行為をすることができない

第 16 条 委員は委員会を組織し、各委員長及び副委員長各 1 名は委員の中より理事会にて決定する

2、委員会の運営については委員長が担当し、副委員長は委員長事故ある時之を代理する

3、委員総会及び委員長会の運営については、理事長が担当する

第 5 章 来訪者

第 17 条 来訪者は、会員の紹介を原則とする

第 18 条 理事長は、必要に応じ来訪者の数を制限し、或は来場者の入場を謝絶することができる

第 19 条 来訪者は、本倶楽部の諸規則を厳守し、且つ理事会で定めた倶楽部経費に公課を含めた金額を納付しなければならない

第 20 条 来訪者を紹介した会員は、その紹介した来訪者に対する総ての責を負わねばならない

第 6 章 当倶楽部利用の拒絶

第 21 条 以下の場合には当倶楽部の利用を拒否することができる。

(1) 当倶楽部の利用規定に違反したと認められたとき。

(2) 粗暴な振る舞い等、他の利用者に不快感を与える、または当倶楽部の運営に支障を

きたす行為があるとき

(3) 暴力団等反社会的勢力に所属したと認められたとき、または暴力団等反社会的勢力に所属した者と同伴・紹介したとき

第7章 職 員

- 第22条 本倶楽部を運営するための事務局を設け、支配人副支配人以下職員を置く
2、支配人の任免並びにその給与は理事会の決議による
- 第23条 支配人は、理事会及び執行委員の指示により事務局を管掌し会計及び一般の庶務を掌る
2、副支配人は、支配人を補佐し、職員は支配人副支配人の指導監督に従い実務に従事する
- 第24条 支配人は、執行委員の承認を得て倶楽部従業員の採用解雇及び給与を定める 但し、理事会にこれを報告するものとする
- 第25条 本倶楽部には会員の技術指導のためプロを若干名おくことができる

第8章 雑 則

- 第26条 本倶楽部の物品を毀損したる者は、その修理或は購入費を支払わねばならない
- 第27条 本倶楽部コース内において倶楽部従業員並びに他の従業員に負傷を与えた者は、その原因の如何に拘わらず治療費及び慰謝料を払わねばならない
- 第28条 本倶楽部の休日は次の通りとする
(1) 1月1日及び12月31日
(2) 月曜日
(3) 2月、5月の最終火曜日
(4) 毎年選定する1月中の平日3日
(5) 8月17日
(注)
① 月曜日が祝日又は8月17日と重なるときは翌日をもって休日とする
② 8月17日が土曜日又は日曜日に当たるときは開場し、翌週火曜日をもって休日とする
③ 8月13日から16日の間に月曜日がある場合には開場し、翌週火曜日をもって休日とする
- 第29条 食堂及びグリル使用は12月、1月、2月においては午後5時30分をもって終了し、その他の時期にありては午後6時をもって終了することを原則とする
- 第30条 本倶楽部会員に対する周知事項は、予め届出の住所に書面をもって通知する 但し、クラブハウス掲示場に掲示して通知に代えることができる
- 第31条 本倶楽部は、ハウス及びコース内において発生した金品の紛失、盗難又は損傷に対してその責に任じない

改訂履歴

昭和28年5月 制定
昭和29年3月 一部変更
昭和29年6月 一部変更
昭和30年6月 一部変更
昭和30年12月1日一部変更
昭和31年6月4日一部変更
昭和34年3月9日一部変更
昭和34年9月14日一部変更
昭和35年2月15日一部変更
昭和35年5月11日一部変更
昭和35年11月28日一部変更
昭和36年2月27日一部変更
昭和37年3月23日一部変更
昭和38年2月9日一部変更
昭和39年6月2日一部変更
昭和41年3月21日一部変更
昭和43年3月29日一部変更
昭和43年5月17日一部変更
昭和45年2月3日一部変更
昭和45年5月25日一部変更
昭和46年5月13日一部変更
昭和49年2月1日一部変更
昭和50年10月23日一部変更
昭和51年9月1日一部変更
昭和53年6月15日一部変更
昭和60年7月24日一部変更
平成5年10月28日一部変更
平成7年10月27日一部変更
平成8年6月24日一部変更
平成9年10月23日一部変更
平成13年6月1日一部変更
平成15年5月1日一部変更
平成15年12月5日一部変更
平成17年6月18日一部変更
平成18年5月26日一部変更
平成20年5月23日一部改訂
平成27年6月12日一部改訂

平成28年4月20日一部改訂

平成28年10月1日一部改訂

平成29年6月9日一部改訂

平成31年4月24日一部改定

令和3年4月1日一部改訂

100周年記念正会員募集終了による改訂

法人OB会員入会条件年齢枠撤廃

100周年記念募集終了による改訂

ジャンプアップイヤー特別会員募集に関連し変更

ジャンプアップイヤー会員募集終了に伴う変更